

設 計 図 書

(起工)

工事番号 7壱総第9号

工事名 柳田事務所 1 階和室空調設備改修工事

工事場所 壱岐市郷ノ浦町柳田触

長崎県壱岐市

柳田事務所1階和室空調設備改修工事

営繕工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名称

柳田事務所 1 階和室空調設備改修工事

2. 工事場所

彦岐市郷ノ浦町柳田触

3. 敷地面積

4. 工事内容

新営（☐ 新築☐ 増築☐ 改築☒ 改修☐（☐）

（1）新営工事

	1	2	3	4
建物名称				
用 途				
構 造				
階 数				
建築面積				
延床面積				
階				
階				
階				
階				
計				
耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による）				
構造体	☐ I 類 ☐ II 類 ☐ III 類	☐ I 類 ☐ II 類 ☐ III 類	☐ I 類 ☐ II 類 ☐ III 類	☐ I 類 ☐ II 類 ☐ III 類
建築非構造部材	☐ A 類 ☐ B 類	☐ A 類 ☐ B 類	☐ A 類 ☐ B 類	☐ A 類 ☐ B 類

（2）改修工事

	1	2	3	4
建物名称	柳田事務所			
用 途	事務所			
階 数	2階			
延床面積				
改修内容	☐ 防水 ☐ 外壁 ☐ 建具 ☐ 塗装 ☐ 耐震 ☐ 内装 ☒ その他	☐ 防水 ☐ 外壁 ☐ 建具 ☐ 塗装 ☐ 耐震 ☐ 内装 ☐ その他	☐ 防水 ☐ 外壁 ☐ 建具 ☐ 塗装 ☐ 耐震 ☐ 内装 ☐ その他	☐ 防水 ☐ 外壁 ☐ 建具 ☐ 塗装 ☐ 耐震 ☐ 内装 ☐ その他
空調設備改修				

5. 週休 2 日モデル工事

- 実施対象外
- ☐ 実施対象☐ 受注者希望型☐ 発注者指定型
- なお、実施する場合は、「彦岐市発注工事における週休 2 日モデル工事実施要領」による。

実施内容（補正係数）☐ 週期の 4 週 8 休以上（補正係数：1.02）☐ 月単位の 4 週 8 休以上（補正係数：1.04）
受注者は、上記週休 2 日を実施する場合、工事着手前に週休 2 日の取得計画が確認できる「現場開所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を受けること。
上記以外を希望する場合（週休 2 日の取り組みを実施しない場合を含む。）は、工事着手前に監督職員と協議すること。

週休 2 日の対象外となる作業・期間
☐ あり 週休 2 日対象外作業（☐）
☐ なし 週休 2 日対象外期間（☐）

6. 工事の余裕期間

- ☐ 適用しない
- ※ 適用する
- ☒ 任意着手方式☐ 発注者指定方式
- なお、適用する場合は、「彦岐市発注工事における余裕期間制度を活用した工事実施要項」による。

☐ 現場説明書による

●余裕期間 任意着手方式

- 1 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した余裕期間と実工期の日数または工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を設定すること。（余裕期間：契約締結日の翌日から工事の始期の前日）
なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事実施要領」に定める「工期通知書（様式 1）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日の翌日から工事の始期の前日）
- 2 余裕期間内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、発注者との協議により、工事の始期を変更できるものとする。なお、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとし、実工期の日数は変更できない。
- 3 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者を配置することを要しない。
- 4 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事着手を行ってはならない。
- 5 余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

7. 工事範囲（●印のついた工事種目が、本工事の工事範囲である。）

建築工事（工事種目）		建物番号					
		1	2	3	4	屋外	
1	仮設工事						
2	土工事						
3	地業工事						
4	鉄筋工事						
5	コンクリート工事						
6	鉄骨工事						
7	コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事						
8	防水工事						
9	石工事						
10	タイル工事						
11	木工事						
12	屋根及びとい工事						
13	金属工事						
14	左官工事						
15	建具工事						
16	カーテンウォール工事						
17	塗装工事						
18	内装工事						
19	ユニット及びその他工事						
20	排水工事						
21	舗装工事						
22	植栽及び屋上緑化工事						
23	その他						

機械設備工事（工事種目）		建物番号					
		1	2	3	4	屋外	
1	空気調和設備	●					
2	換気設備						
3	排煙設備						
4	自動制御設備						
5	衛生器具設備						
6	給水設備						
7	排水設備						
8	給湯設備						
9	消火設備						
10	ガス設備						
11	雨水利用設備						
12	撤去工事						
13	浄化槽設備						
14	厨房設備						
15	ごみ処理設備						

設備概要（●印のついたものを適用する）

方式及び種別		設備概要	
空調方式	☐ （ ☐ ）		
主要熱源機器	☐ （ ☐ ）		
自動制御方式	☐ 電気式 ☐ 電子式 ☒ デジタル式		
給水方式	☐ タンク方式（ ☐ 高置タンク方式 ☐ ポンプ直結方式） ☐ 直結方式（ ☐ 水道直結方式 ☐ 水道直結増圧方式）		
排水方式	建物内の汚水と雑排水	☐ 合流式（ ☐ ）系統	
	ポンプ排水	☐ あり（ ☐ 汚物 ☐ 雑排水 ☐ 湧水） ☐ なし	
	排水槽	☐ あり（計画容量 m ³ ） ☐ なし	
	建物外放流先	（1）汚水（ ☐ 直放流下水管 ☐ 浄化槽） （2）雑排水（ ☐ 直放流下水管 ☐ 浄化槽）	
消火設備の種類	☐ 屋内消火栓設備 ☐ スプリンクラー設備 ☐ 泡消火設備		
	☐ 連結散水設備 ☐ 連結送水管 ☐ 不活性ガス消火設備		
ガスの種類	☐ 都市ガス		
	種別（ ☐ ）	供給圧力（ ☐ ）Pa	
	高位発熱量（ ☐ ）MJ/Nm ³	供給事業者名（ ☐ ）	
	低位発熱量（ ☐ ）MJ/Nm ³		
	☐ 液化石油ガス		

（注意）改修の場合は、既存概要を示す

II 工事仕様

1. 特記事項

- （1）章、項目は、番号の前に●印のついたものを適用する。適用しない項目等は、斜線、又は無印とする。
- （2）特記事項は、●印のついたものを適用する。
●印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
●印と※印がついた場合は、両方を適用する。
※印を適用しない場合は、○印に変えること。
- （3）本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様等を記載する。
- （4）各章の特記事項にある（☐）内記載番号は下記による。
（建○、○、○）内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目・図または表を示す。
（電○、○、○）内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）の当該項目・図または表を示す。
（機○、○、○）内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）の当該項目・図または表を示す。
（改建○、○、○）内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目・図または表を示す。
（改機○、○、○）内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）の当該項目・図または表を示す。
（改機○、○、○）内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）の当該項目・図または表を示す。
（共○、○、○）内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）に共通の当該項目・図または表を示す。
- （5）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令に抵触する恐れのあることを認識した場合には、その対応について監督職員と協議すること。
- （6）形状寸法の単位は、特記した場合を除き、ミリメートルとする。

2. 適用基準等

- （1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、次の基準による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

[令和 4 年版]

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

[令和 4 年版]

〃
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

[令和 4 年版]

〃
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

[令和 4 年版]

〃
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

[令和 4 年版]

〃
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

[令和 4 年版]

〃
- 公共建築設備工事標準仕様書（電気設備工事編）

[令和 4 年版]

〃
- 公共建築木造工事標準仕様書

[令和 4 年版]

〃
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説

[令和 4 年版]

〃
- 建築工事標準詳細図

[令和 4 年版]

〃
- 構内舗装・排水設計基準及び参考資料

[平成 31 年版]

章

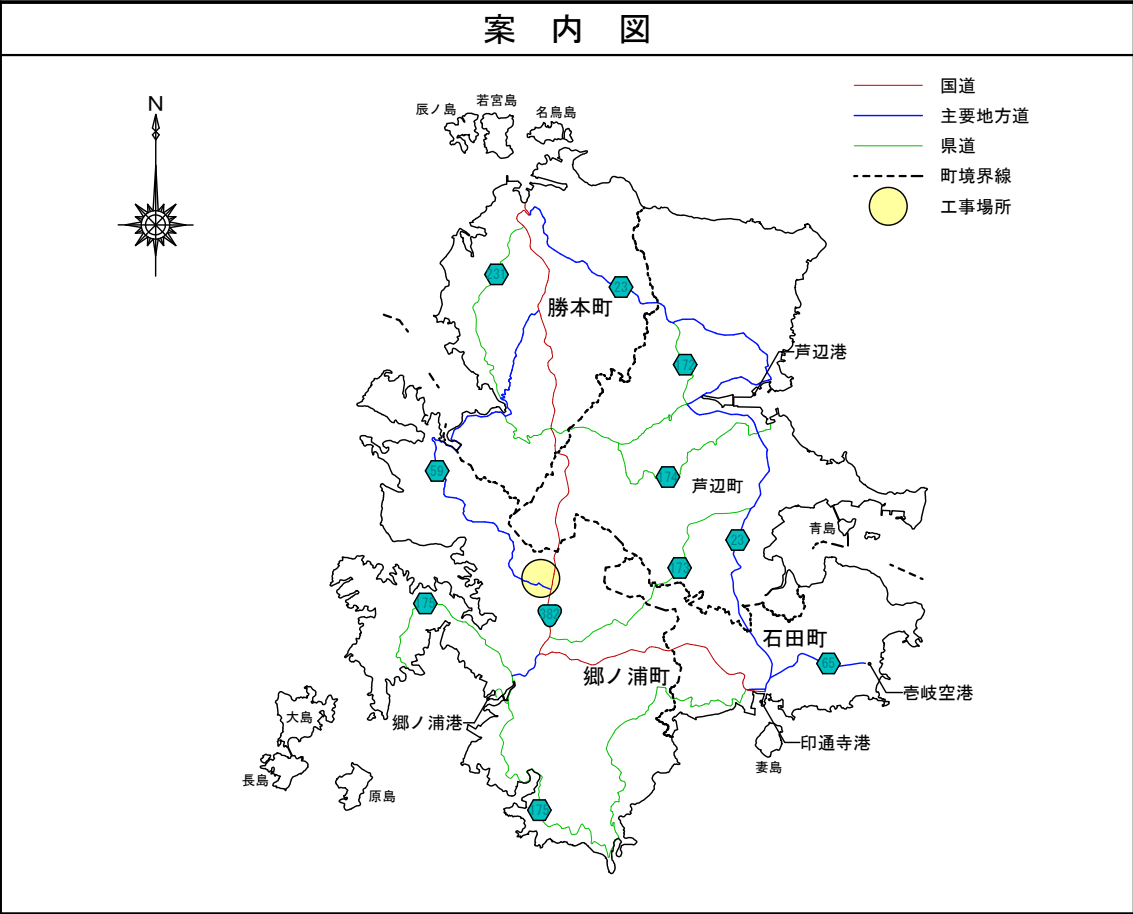
項目	特記事項	
● 1	1 官公署その他への届出手続等（共 1.1.3） 2 工事実績情報システムへの登録（共 1.1.4） ● 3 書面の書式及び取扱い（共 1.1.5） 4 別契約の工事との取り合い（共 1.1.7） ● 5 品質計画（共 1.2.2） ● 6 工事の記録（共 1.2.4） ● 7 工事の下請負 ● 8 施工体制台帳 ● 9 施工体系図 10 電気保安技術者（建・建改 1.3.3）（電・機・電改・機改 1.3.2） 11 施工条件（建・建改 1.3.5）（電・機・電改・機改 1.3.3） ● 12 発生材の処理等（建 1.3.11）（建改 1.3.12）（電・機 1.3.9）	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。 なお、手続きを行うにあたっては、その内容について、事前に監督職員に報告すること。 登録する ● 工事請負代金が 5 0 0 万円以上の場合 ○ 監督職員が指示する場合 「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「通知」、「報告」等の事項について書面により取り交わし整理するとされている内容については「工事打合せ簿（監督職員が指示する様式）」を使用する。 施工範囲 図面に特記なき場合は、別表－1（工事区分表）による。 施工図等 設備機器設置、取合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。 ○ 総合施工計画書 受注者は、工事の着手に先立ち、以下の内容を含む総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 また、内容を変更する必要が生じた場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。 （1） 工事概要 （2） 実施工程表 （3） 現場組織表 （4） 施工体系図 （5） 主要工種 （6） 品質計画（品質目標、品質管理方針、重要管理項目、検査立会項目等） （7） 養生計画 （8） 緊急時の体制及び対応 （9） 安全対策 （10） 環境対策 （11） 仮設計画 （12） 現場の就業時間 （13） 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 （14） 産業廃棄物処理フロー図 （15） その他 ● 工種別施工計画書 受注者は、各種工事の施工に先立ち、以下の内容を含む工種別施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 なお、提出を必要とする工種は、監督職員の指示による。 （1） 工種別工程表 （2） 管理組織図 （3） 主要材料 （4） 品質管理計画 （5） 出来形管理計画 （6） 施工方法 ○ 工事報告 受注者は、当月の工事の全般的な経過を記載した「工事報告書」（監督職員が指示する様式）を作成し、翌月 5 日までに以下の書類を添付の上、監督職員に提出する。 （1） 工事進捗状況報告書 （2） 工事記録写真 ○ 履行状況報告 中間前金払いを選択した場合は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に以下の書類を添付の上、発注者に提出する。 （1） 実施工程表 （2） 出来高数量表 （3） 完成部分の状況写真 ● 工事写真 工事写真の撮影は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課）による。 ○ 上記と別に、完成及び着工前と完成の対比写真を提出する。撮影対象等は、監督職員の指示による。 受注者は、下請負に付する場合は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、下請負人を決定した場合は、工事着手前までに書面によって監督職員に報告する。下請負人を変更した場合も同様とする。 また、工事完成後、工事に使用した下請負人を書面によって監督職員に提出する。 （1） 受注者が、工事施工につき、総合的に企画、指導及び調整するものであること。 （2） 下請負者が彦岐市の入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 （3） 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。 （4） 下請負者が当該企業体の構成員でないこと。 受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみの変更の場合はこの限りではない。 受注者は、工事を施工するために、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。また、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。変更が生じた場合も同様とする。 受注者は、下請契約を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、施工体系図「掲示用」を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。変更が生じた場合も同様とする。 適用する ※ 下記以外は、「現場説明書」による。 ○ 工事車両の駐車場 ※ 構内 ○（ ☐ ） ○ 資材置場 ※ 構内 ○（ ☐ ） ○ 建設発生土（埋戻し、盛り土用）の仮置場 ※ 構内 ○（ ☐ ） ○ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令による分別解体等実施義務の対象工事であるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。 ただし、工事契約明らかならなかつたやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 ● 本工事は、建設リサイクル法等の対象工事外であるが、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な措置を行う。 ○ 引渡しを要するもの及び現場において再利用及び再資源化を図るもの以外は、構外搬出適切処理する。 ○ 引渡しを要するもの
各章共通事項		
図面名称	建築・設備工事共通特記仕様書（1）	

工事名称 柳田事務所 1 階和室空調設備改修工事

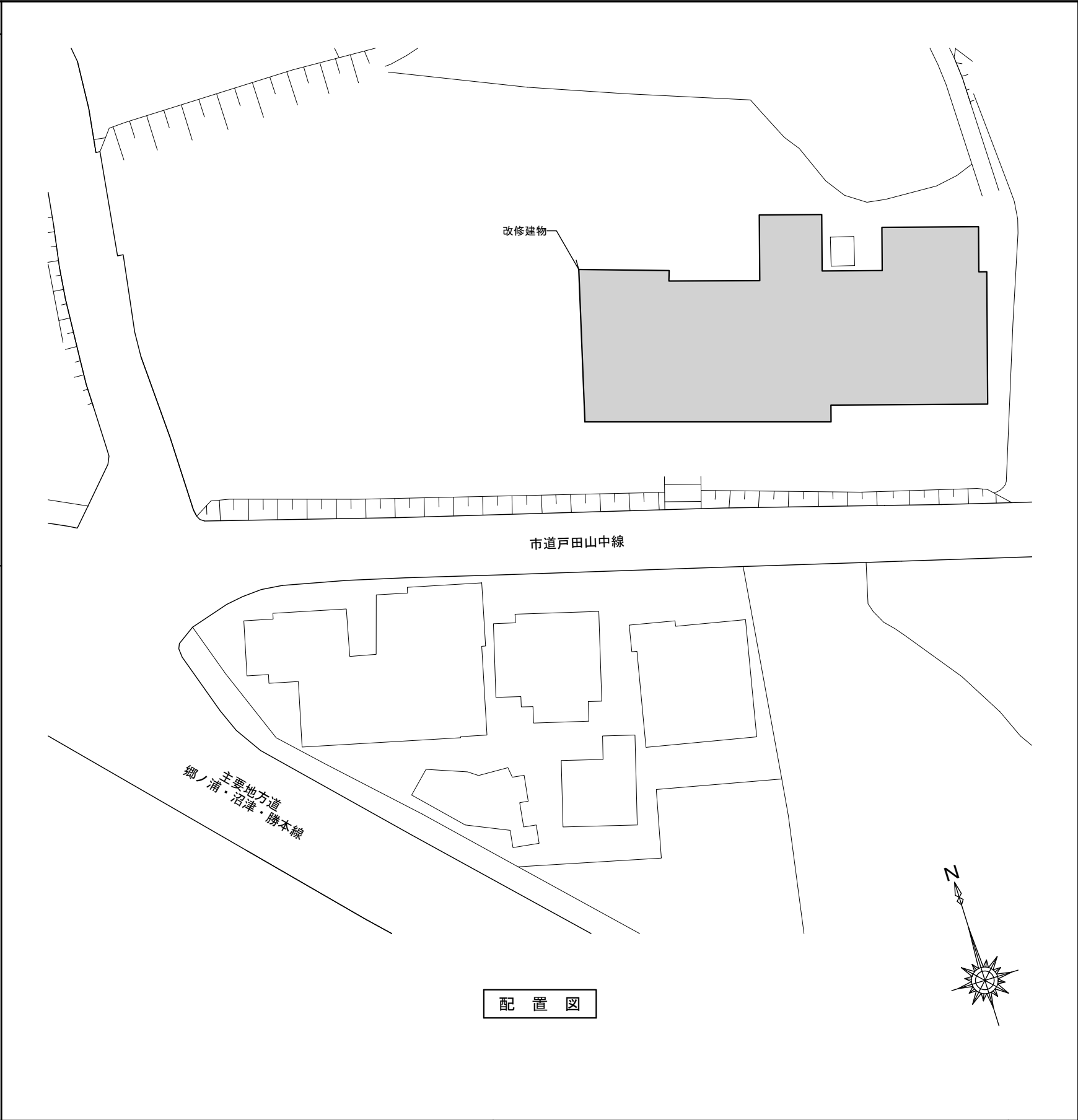
図面名称

図面番号

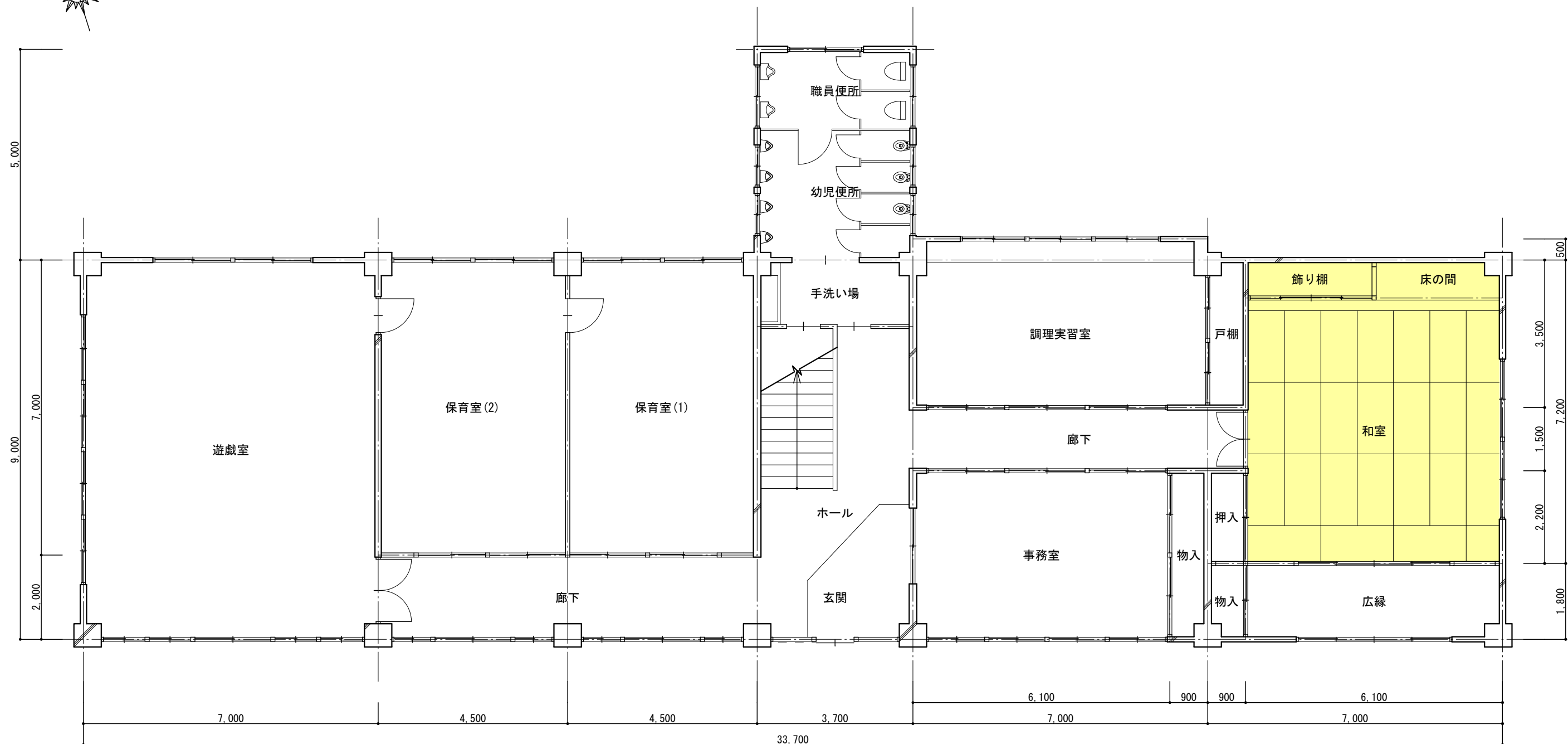
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																			
● 1 各章共通事項（続き）		○ 現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るもの <table><tr><th>種類</th><th>処理方法</th><th>備考</th></tr><tr><td>○（ ）</td><td>○ 再利用</td><td>○ 再資源化</td></tr><tr><td>○（ ）</td><td>○ 再利用</td><td>○ 再資源化</td></tr><tr><td>○（ ）</td><td>○ 再利用</td><td>○ 再資源化</td></tr></table> ○ 特別管理産業廃棄物 <table><tr><th>種類</th><th>処理方法</th><th>備考</th></tr><tr><td>○ PCB使用機器</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○（ ）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○（ ）</td><td></td><td></td></tr></table> ○ PCB使用機器の有無については、調査を行い結果を監督職員に報告する。 ○ PCB使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（１）から（４）を満たすものとする。 （１） 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 （２） 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 （３） 接着剤は可塑剤（フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 （４） （１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次の通りとする。 （１） 規制対象外 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 （２） 第三種品 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 （３） アスベスト（石綿）含有建材 本工事に使用する材料については、アスベスト（石綿）を含有しないものとする。	種類	処理方法	備考	○（ ）	○ 再利用	○ 再資源化	○（ ）	○ 再利用	○ 再資源化	○（ ）	○ 再利用	○ 再資源化	種類	処理方法	備考	○ PCB使用機器			○（ ）			○（ ）			● 13 環境への配慮 （共 1.4.1）		○ 内装工事 内装仕上げ施工 ○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ カーベット系床仕上げ工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 建築板金 表装 ○ 鋼製下地工事作業 ○ 表具作成 ○ 壁装作業 排水工事 配管 ○ 建築配管作業 舗装工事 路面表示施工 ○ 溶融ペイントハンドマーカ－工事作業 ○ 加熱ペイントハンドマーカ－工事作業 植栽工事 造園 ○ 造園工事作業 機械設備工事 ○ 配管施工作業工事（配管工事） ○ 熱絶縁施工作業（保温工事） ○ 建築板金作業（ダクト製作及び取付） ○ 冷凍空調機器施工作業	● 2 仮設工事	1 監督職員事務所 （建 2.3.1） （建改 2.4.1） 2 工事用水 3 工事用電力 4 騒音・粉じん等の対策 ● 5 足場その他 （建改 2.2.1） ● 6 既存部分の養生 （建改 2.3.1） （機改 3.2.1） 7 仮設間仕切り （建改 2.3.2） （電改・機改 2.2.3）	○ 設けない ○ 設ける ○ 既存建築物の一部を使用する <table><tr><td>○ 面積規模（ ）㎡程度設</td><td>○ 監督職員スペースと工事監理業務の職員スペースは間仕切り壁等で仕切る。</td><td>○ 設備、備品等については、監督職員の指示による。</td></tr></table> 構内既存の施設 ※ 利用できない ○ 利用できる（ ※ 有償 ○ 無償 ） 構内既存の施設 ※ 利用できない ○ 利用できる（ ※ 有償 ○ 無償 ） ○ 防音パネル（設置位置：図示） ○ 防音シート（設置位置：図示） ● 建築改修工事の場合 ○ 外部足場 ○ 設置する（設置範囲： ○ 工事に必要な範囲 ○（ ）） ※ 枠組足場 ○ くさび緊結式足場 ○ 単管本足場 ○ 仮設ゴンドラ ○ 移動式足場 防護シート ○ 設置する（設置範囲： ○ 工事に必要な範囲 ○（ ）） 内部足場 ※ 脚立、足場板等 ○（ ） 材料・撤去材等の運搬方法 ○ A種 二本構りリフトによる ○ B種 トラッククレーンによる ○ C種 既存エレベーターによる ○ D種 既存階段による ○ E種 登り機等による ○ その他（ ） ○ 設備工事の場合 ○ 別契約の関係受注者が設置したものを無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。 ○ 内部足場（ ） ○ 外部足場（ ） 既存部分の養生 ● 行う（養生方法： ※ ビニルシート、合板等による ○（ ）） ○ 行わない 既存部分の特別養生 ○ 行う（設置範囲及び養生方法： ※ 図示による ○（ ）） ○ 行わない 既存家具、既存設備等の養生 ○ 行う（養生方法： ※ ビニルシート、合板等による ○（ ）） ○ 行わない 開口部の養生 ○ 行う（養生方法： ※ 合板張りによる ○（ ）） （設置範囲： ※ 図示による ○（ ）） ○ 行わない 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ※ 行わない ○ 行う（図示） 仮設間仕切り等の種別 <table><tr><th>種別</th><th>材質</th><th>仕上げ</th></tr><tr><td>○ A種</td><td>○ 軽量鉄骨下地 せつこうボード厚9.5両面張り グラスウール充填厚さ（ ） ○ 軽量鉄骨下地 合板厚9.0両面張り グラスウール充填厚さ（ ）</td><td>○ 片面塗装</td></tr><tr><td>○ B種</td><td>○ 軽量鉄骨下地 せつこうボード厚9.5片面張り ○ 軽量鉄骨下地 合板厚9.0片面張り ○ 軽量鉄骨下地 せつこうボード厚9.5（内部面）+合板厚9.0（外部面）</td><td>○ 片面塗装</td></tr><tr><td>○ C種</td><td>※ 単管下地 シート張り</td><td>－</td></tr><tr><td>○ 仮設扉</td><td>※ 合板張り木製扉 程度 ○（ ）</td><td>○ 片面塗装</td></tr></table>	○ 面積規模（ ）㎡程度設	○ 監督職員スペースと工事監理業務の職員スペースは間仕切り壁等で仕切る。	○ 設備、備品等については、監督職員の指示による。	種別	材質	仕上げ	○ A種	○ 軽量鉄骨下地 せつこうボード厚9.5両面張り グラスウール充填厚さ（ ） ○ 軽量鉄骨下地 合板厚9.0両面張り グラスウール充填厚さ（ ）	○ 片面塗装	○ B種	○ 軽量鉄骨下地 せつこうボード厚9.5片面張り ○ 軽量鉄骨下地 合板厚9.0片面張り ○ 軽量鉄骨下地 せつこうボード厚9.5（内部面）+合板厚9.0（外部面）	○ 片面塗装	○ C種	※ 単管下地 シート張り	－	○ 仮設扉	※ 合板張り木製扉 程度 ○（ ）	○ 片面塗装									
種類	処理方法	備考																																																									
○（ ）	○ 再利用	○ 再資源化																																																									
○（ ）	○ 再利用	○ 再資源化																																																									
○（ ）	○ 再利用	○ 再資源化																																																									
種類	処理方法	備考																																																									
○ PCB使用機器																																																											
○（ ）																																																											
○（ ）																																																											
○ 面積規模（ ）㎡程度設	○ 監督職員スペースと工事監理業務の職員スペースは間仕切り壁等で仕切る。	○ 設備、備品等については、監督職員の指示による。																																																									
種別	材質	仕上げ																																																									
○ A種	○ 軽量鉄骨下地 せつこうボード厚9.5両面張り グラスウール充填厚さ（ ） ○ 軽量鉄骨下地 合板厚9.0両面張り グラスウール充填厚さ（ ）	○ 片面塗装																																																									
○ B種	○ 軽量鉄骨下地 せつこうボード厚9.5片面張り ○ 軽量鉄骨下地 合板厚9.0片面張り ○ 軽量鉄骨下地 せつこうボード厚9.5（内部面）+合板厚9.0（外部面）	○ 片面塗装																																																									
○ C種	※ 単管下地 シート張り	－																																																									
○ 仮設扉	※ 合板張り木製扉 程度 ○（ ）	○ 片面塗装																																																									
● 14 材料・機材の品質等 （共 1.4.2）	同等以上の材料・機材等の使用 本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。 ただし、製造業者が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 材料・機材等の品質及び性能 本工事において、JIS及びJASマークの表示のない材料を使用する場合の材料・機材等の製造業者等は、次の（１）から（６）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。 （１） 品質及び性能に関する試験データを整備していること （２） 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること （３） 安定的な供給が可能であること （４） 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること （５） 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （６） 販売、保守等の営業体制を整えていること		22 完成写真	提出する <table><tr><th>分類・規格</th><th>撮影箇所</th><th>提出部数</th></tr><tr><td>○ カラー キヤピネ版</td><td>外部（ ） 内部（ ）</td><td>外観正面（ ） （ ）部</td></tr><tr><td>○ カラー 四切木製パネル</td><td>外部（ ） 内部（ ）</td><td>外観正面（ ） （ ）部</td></tr><tr><td>○（ ）</td><td>外部（ ） 内部（ ）</td><td>外観正面（ ） （ ）部</td></tr><tr><td>○ 電子データ</td><td></td><td>1 式</td></tr></table> 電子データは、RGB（フルカラー）、JPEG形式最高画質とし、CD－Rにて提出する。 完成写真の撮影は、以下のとおりとする。 ○ 建築写真の撮影実績があるもので、監督職員が承諾する撮影者 ○ 任意	分類・規格	撮影箇所	提出部数	○ カラー キヤピネ版	外部（ ） 内部（ ）	外観正面（ ） （ ）部	○ カラー 四切木製パネル	外部（ ） 内部（ ）	外観正面（ ） （ ）部	○（ ）	外部（ ） 内部（ ）	外観正面（ ） （ ）部	○ 電子データ		1 式	● 23 契約不適合点検 （瑕疵点検） ● 24 火災保険等 ● 25 保証書の提出及び保証期間	実施する・・・契約事項による契約不適合責任期間満了前に点検を行うので、受注者は立ち会うこと。 点検の時期：竣工後（ ） （ ）2年（ ）1年（ ） 契約事項により、火災保険に付さなければならない、工事目的物、工事材料（支給材料を含む）及び始期と終期は次のとおりとする。 ただし、次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 （１） 解体工事 （２） 植栽工事 （３） 外構工事 （４） 火災の恐れのない工事 また、契約時に保険証券の写しを契約担当者に提出すること。 <table><tr><th>保険対象物</th><th>保険対象金額</th><th>始期</th><th>終期</th></tr><tr><td>建築物</td><td>請負金額</td><td>着工前</td><td>工期から1ヶ月後まで</td></tr></table> 工期を延伸した場合には、保険の期間も延長すること。 なお、建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものと見なす。 受注者と下請負業者の二者連名による保証書を監督職員に提出する。 <table><tr><th>種 別</th><th>適 用</th><th>保 証 期 間</th></tr><tr><td>○ 防水工事</td><td>○ 合成高分子系ルーフィングシート防水</td><td>※ 10 年 ○（ ） 年</td></tr><tr><td></td><td>○ 塗膜防水</td><td>※ 10 年 ○（ ） 年</td></tr><tr><td></td><td>○ シーリング</td><td>※ 5 年 ○（ ） 年</td></tr><tr><td></td><td>○（ ）</td><td>○（ ） 年</td></tr><tr><td>○ 木工事</td><td>○ 防蟻処理</td><td>○（ ） 年</td></tr><tr><td>○ 屋根及びとい工事</td><td>○ 長尺金属板葺</td><td>※ 10 年 ○（ ） 年</td></tr><tr><td>○ 外壁改修工事</td><td>○ 外壁防水（JIS A 6021）</td><td>※ 10 年 ○（ ） 年</td></tr><tr><td></td><td>○ 外壁補修（フカビニシング・ボリアメント等）</td><td>※ 10 年 ○（ ） 年</td></tr><tr><td>● 空調設備改修工事</td><td>●（空調機器）</td><td>●（1） 年</td></tr></table>	保険対象物	保険対象金額	始期	終期	建築物	請負金額	着工前	工期から1ヶ月後まで	種 別	適 用	保 証 期 間	○ 防水工事	○ 合成高分子系ルーフィングシート防水	※ 10 年 ○（ ） 年		○ 塗膜防水	※ 10 年 ○（ ） 年		○ シーリング	※ 5 年 ○（ ） 年		○（ ）	○（ ） 年	○ 木工事	○ 防蟻処理	○（ ） 年	○ 屋根及びとい工事	○ 長尺金属板葺	※ 10 年 ○（ ） 年	○ 外壁改修工事	○ 外壁防水（JIS A 6021）	※ 10 年 ○（ ） 年		○ 外壁補修（フカビニシング・ボリアメント等）	※ 10 年 ○（ ） 年	● 空調設備改修工事	●（空調機器）	●（1） 年
分類・規格	撮影箇所	提出部数																																																									
○ カラー キヤピネ版	外部（ ） 内部（ ）	外観正面（ ） （ ）部																																																									
○ カラー 四切木製パネル	外部（ ） 内部（ ）	外観正面（ ） （ ）部																																																									
○（ ）	外部（ ） 内部（ ）	外観正面（ ） （ ）部																																																									
○ 電子データ		1 式																																																									
保険対象物	保険対象金額	始期	終期																																																								
建築物	請負金額	着工前	工期から1ヶ月後まで																																																								
種 別	適 用	保 証 期 間																																																									
○ 防水工事	○ 合成高分子系ルーフィングシート防水	※ 10 年 ○（ ） 年																																																									
	○ 塗膜防水	※ 10 年 ○（ ） 年																																																									
	○ シーリング	※ 5 年 ○（ ） 年																																																									
	○（ ）	○（ ） 年																																																									
○ 木工事	○ 防蟻処理	○（ ） 年																																																									
○ 屋根及びとい工事	○ 長尺金属板葺	※ 10 年 ○（ ） 年																																																									
○ 外壁改修工事	○ 外壁防水（JIS A 6021）	※ 10 年 ○（ ） 年																																																									
	○ 外壁補修（フカビニシング・ボリアメント等）	※ 10 年 ○（ ） 年																																																									
● 空調設備改修工事	●（空調機器）	●（1） 年																																																									
15 特別な材料の工法	○ 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 ○ 改修特記仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、当該製品の指定工法とする。					3 土工事	1 埋戻し及び盛土 （建 3.2.3）（表 3.2.1） 2 建設発生土の処理 （建 3.2.5） 3 山留めの撤去 （建 3.3.3）	材料及び工法 ○ 材料（ ） 工法（ ） ※ 標仕 表 3. 2. 1による 種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 C種の場合：発生場所（ ） 運搬距離：（ ）km 運搬（○ 発生原因者側 ○ 本工事 ） ○ 構外指示の場所（他の工事に流用する場合） 受け入れ場所 名称（ ） 所在地（ ） 処理費： ○ 有償 ※ 無償 受け入れ場所での処理 ○ 敷き均し ※ たい積 ○ 構外指示の場所（処分場へ搬出の場合） 本工事により発生する建設発生土（残土）の搬出は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の残土処分受入業者一覧表に掲載の処理場から選定するものとする。 受け入れ場所 名称（ ） 所在地（ ） 運搬距離：（ ）km 処分費： ○ 有償 ○ 無償 受け入れ場所での処理 ○ 敷き均し ※ たい積 ○ 構内指示の場所に敷き均し ○ 構内指示の場所にたい積 ○ 撤去する 鋼矢板等の抜き跡の処理 ○ 直ちに砂で充填する等の処理を行う ○（ ） ○ 存置する	図面名称	建築・設備工事共通特記仕様書（2）	図面番号																																																
		工事名称	柳田事務所1階和室空調設備改修工事																																																								



＜工事場所＞ 沓岐市郷ノ浦町柳田触 地内



壱岐市	課長	係長	設計者		工事名	設計	図面番号
					柳田事務所1階和室空調設備改修工事	令和 7年 4月 日	
					図名	縮尺	
					配 置 図	S=1:400	

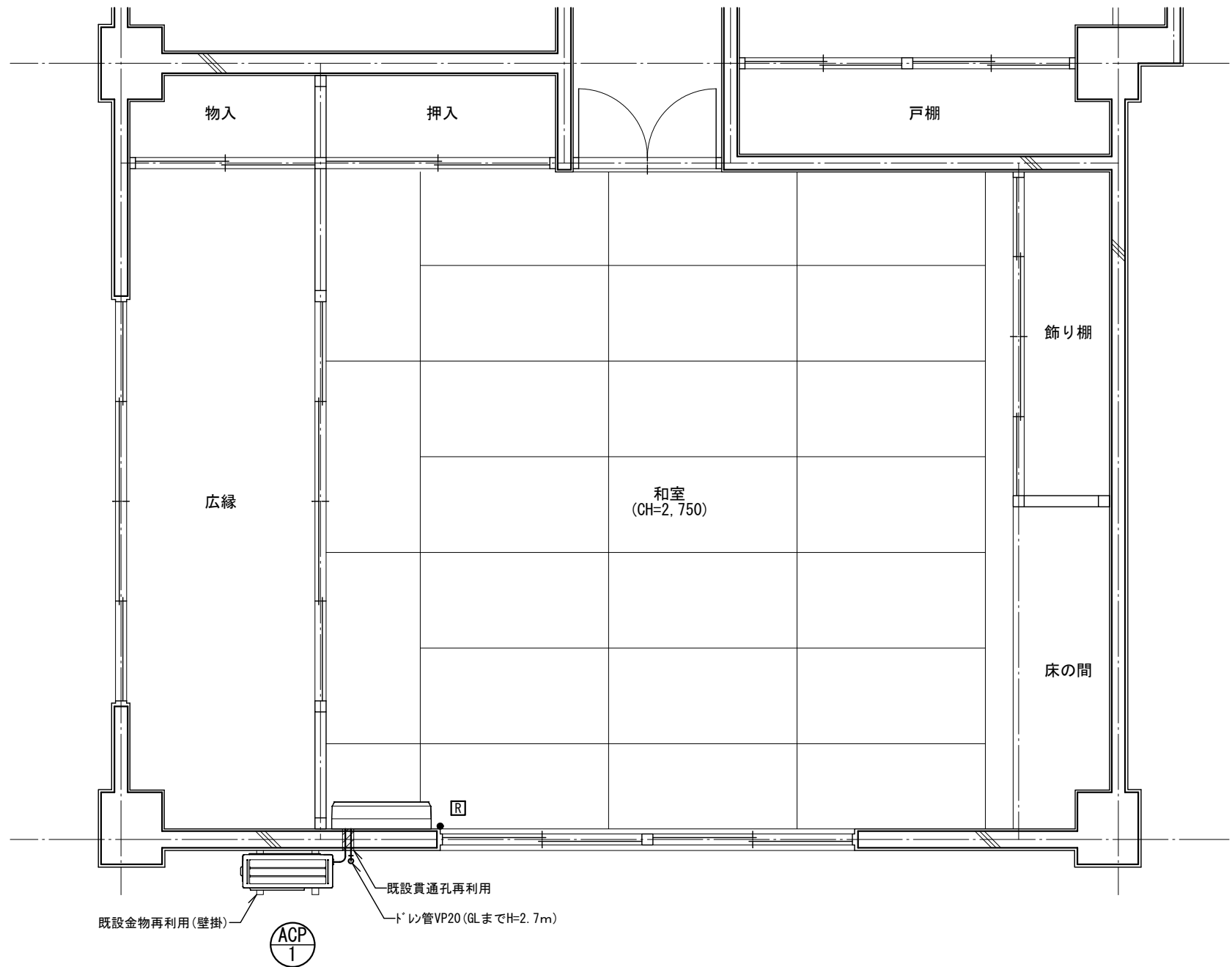


□ 改修場所

吉 岐 市	課長	係長	設計者		工事名	設計	図面番号
					柳田事務所1階和室空調設備改修工事	令和 7年 4月 日	
				図名	縮尺		
					1 階 平面図	S=1:100	

機 器 表

記号	名 称	仕 様	相 φ	電源V	消費電力kw	組	設置場所	備 考
ACP-1	空冷ヒートポンプエアコン	冷房能力：4.5Kw 暖房能力：5.0Kw	3	200	1.33/1.46	1	和室	参考品番：PKZ-ERMP50L5
		室内機：壁掛形 室外機：耐重塩害仕様						(室内機)：PK-RP50LA5
		ワイヤードリモコン、転倒防止金物共						(室外機)：PUZ-ERMP50KA15
								(冷媒管) φ6.35/φ9.52



- (注記)
1. 既設空調機器撤去 (壁掛形・室外機・配管類)
 2. 新設空調機器電源は既設再利用
 3. 室外機～室内機間の渡り制御線 (冷媒巻き込み)
 4. リモコン露出部配線は既設MM. Aを再利用

吉岐市	課長	係長	設計者		工事名 柳田事務所1階和室空調設備改修工事	設計 令和 7年 4月 日	図面番号
					図名 空調設備改修図	縮尺 S=1:50	